

秋田市住宅等の適切な管理による生活環境の保全に関する条例
(仮称) 骨子案

1 条例の目的

この条例は、住宅等の管理不良状態を予防し、解消するための措置等について必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を保全し、市民の健康で安全な生活の確保を図ることを目的とします。

2 指導の対象

現に居住の用に供されている建築物およびその敷地（以下「住宅等」といいます。）に関しごみ等が堆積し、散乱した場合において、

- ① ごみ等から生ずる悪臭
- ② ごみ等による、はえ、ごきぶり等害虫の発生、ねずみの生息
- ③ ごみ等の崩落のおそれ
- ④ 火災発生のおそれ

などにより、当該住宅等又はその周辺の生活環境が著しく損なわれているとき（以下「管理不良状態」といいます。）が、指導の対象となります。

※空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する「特定空家等」など、他の法令が適用されるものは条例の対象外です。

3 所有者等の責務

自己が所有し、占有し、又は管理する住宅等を管理不良状態にしないよう適切な管理に努めなければならないこととします。

4 市の責務

住宅等が管理不良状態にあり、又はそのおそれがあると認めるときは、実態調査を行い、管理不良状態を解消するための措置又は管理不良状態にならないようにするための対策を講ずるものとします。

5 立入調査

市長は、住宅等が管理不良状態にあり、又はそのおそれがあると認めるときは、職員に立ち入らせ、必要な調査又は質問をさせることができるものとします。

6 指導又は勧告

市長は、住宅等が管理不良状態にあると認めるときは、その所有者等に対し、管理不良状態を解消するための指導をし、勧告することができるものとします。

7 措置命令

市長は、勧告を受けた者が正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その勧告に係る措置をとることを命ずることができるものとし、事前に審議会の意見を聴くものとします。

8 公表

市長は、命令に基づく措置を期限までに講じないときは、その内容を公表することができるものとし、事前に意見を述べる機会を与えるものとします。

9 代執行

市長は、措置を命ぜられた者がその措置を履行しない等のときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、代執行をすることができるものとし、事前に審議会の意見を聴くものとします。

10 必要な支援

市長は、住宅等が管理不良状態にあると認めるときは、その所有者等が自ら管理不良状態を解消することができるよう、情報の提供、助言等の必要な支援を行うことができるものとし、管理不良状態にある住宅等により生活環境を著しく損なわれている地域住民に対しても、必要な支援を行うことができるものとします。

11 緊急安全措置

市長は、管理不良状態にある住宅等が及ぼす地域住民の生活環境への悪影響を看過することができないときは、当該悪影響を除去するための必要な措置を講じることができるものとします。

12 審議会

この条例の規定によりその権限に属するものとされた事項の調査審議等を行うため、法律、医療、福祉その他生活環境の保全に関し知識経験を有する者で構成される審議会を置くこととします。